

第 198回

日本司法支援センター審査委員会

議事録

第198回
日本司法支援センター審査委員会
議事次第

1 日時

令和7年6月13日（金）午後1時29分～午後2時00分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 日本司法支援センター本部 第一会議室

3 議題

契約弁護士に対してとる措置について

午後 1 時29分開会

○高橋委員長 まだ1分ぐらいありますが、全員おそろいですので、198回の審査委員会の開催をしたいと存じます。

お暑い中かつ御多忙のところ御参集いただき、誠にありがとうございます。

今日はオンラインで作間委員が御出席、そして、岡本委員が御欠席でございますが、3分の2という定足数は満たしております。

では、配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局 資料確認をさせていただきます。

本日の審議予定は継続案件1件、通常1件の計2件がございます。令和6年審第12号は資料1、1-1、1-2、また、机上配付の議事録抜粋版ということでお配りしています。

続きまして、令和7年審第1号、資料2、2-1、机上配付の参考措置例となっております。

資料は以上です。

○高橋委員長 確認いたします。本日は契約弁護士等に対してとる措置についての付議案件は2件ということになります。

では、早速ですが、最初の令和6年審第12号、資料は1、1-1、1-2、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和6年審第12号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 次の案件、令和7年審第1号でございます。資料2、2-1、それから、本日も机上配付の先例集でございます。説明をお願いします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和7年審第1号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 暑い中お集まりいただきましたが、今日は2件ですので、次回以降の予定につ

いてお願いいたします。

○事務局 今後の予定について御案内いたします。

次回、7月の審査委員会は7月11日金曜日、午後1時30分からを予定しています。

審議いただく案件は新件4件を予定しておりますが、うち1件につきましては法律事務取扱規程の改正内容について御審議いただく予定となっております。資料につきましては、準備ができ次第、招集通知と合わせて郵送いたしますので、御確認ください。

事務局からは以上です。

○高橋委員長 お願いします。

○水島室長 この点、補足の御説明をさせていただきます。

今回の法律事務取扱規程に伴う審議ということについては、皆様もう御存じかとは思いますが、総合法律支援法の一部を改正する法律がございまして、令和6年法律第19号なのですが、この施行に伴って犯罪被害者等支援弁護士制度、こちらが総合法律支援法の第30条第1項第9号に新設されたということがございます。この法律を実際に運用していくに当たっては、契約弁護士等が取り扱う業務内容に関する法律事務取扱規程第4条第3号の文中に第9号を入れ込んでいく必要がございます。

そして、法律事務取扱規程に関しては、同第15条には、この規程を変更する場合には変更の内容及び理由を付して審査委員会の審議に付すものとする、このような規定もございまして、次回においてこの点の御審議をお願いしたいというところがございます。

改正自体は非常にテクニカルなところがございますが、手続ということがございますので、併せて御審議を頂きたいということで予定しております。

以上でございます。

○高橋委員長 じゃあ、今日は以上でございます。今日は早く終わり過ぎましたかもしれませんが、どうもありがとうございました。

午後2時00分閉会